

南山大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程

(目 的)

第1条 南山大学の建学の理念に基づき、教育活動の質的向上と発展を期して、ファカルティ・ディベロップメント活動の運営および今後のあるべき方向を検討するため、南山大学内部質保証委員会のもとに南山大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議し、FD を推進するための活動を行う。

- 1 FD 推進のための企画および実施に関すること。
- 2 FD に関する報告作成に関すること。
- 3 その他 FD の推進に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- 1 学部選出の教育職員 各学部 1名
- 2 学長の指名する教育職員および事務職員 若干名
- 3 教学部長
- 4 教学企画部長

② 事務局を教学企画課に置き、委員会事務を担当する。

(委員長等)

第4条 委員長は、前条に定める委員の中から大学評議会の議を経て、学長が委嘱する。

- ② 委員会は、委員長が招集する。
- ③ 委員会に議長を置き、委員長がこれに当たる。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員の互選により委員長を代行する者を選出する。
- ⑤ 委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑥ 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任 期)

第5条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ② 委員長および委員は、再任を妨げない。

(規程の改正)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2005年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。